

令和7年度「よしきたみやぎ」フォトコンテスト 応募要項

1 概要

宮城県北地域(大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、登米市、栗原市)の魅力が伝わる写真を募集します(募集テーマは下記4に記載のとおり)。

入賞者には賞品としてみやぎポイントを贈呈します。

2 対象者及び対象地域

応募対象者は宮城県民(宮城県内に住民登録があること)で、写真撮影場所の対象地域は宮城県北地域(大崎地域(大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町)、登米市、栗原市)の3市4町とします。

なお、賞品のみやぎポイントを利用するには条件がありますので、「11 みやぎポイントの利用について」を御確認ください。

3 応募期間

8月1日(金)～9月28日(日)

4 募集テーマ

下記のとおり3つの部門がありますので、どの部門に応募するかをキャプションに記載願います。記載がない場合は、宮城県北部地方振興事務所(以下「事務局」という。)が部門を判断いたしますので御了承願います。

(1) 観光部門(下記2つのテーマのうち、どちらか1つを選んで応募してください)

○ 「私だけの穴場スポット」

ガイドブックには載っていないけれど、地元の人だけが知るような秘密の絶景スポットなど、地域のディープな魅力が伝わる写真

○ 「四季折々の暮らしと風景」

季節の移ろいを感じさせる瞬間を捉えた写真や、暮らしの中に溶け込む地域の魅力が伝わる写真

(2) 食部門(下記2つのテーマのうち、どちらか1つを選んで応募してください)

○ 「私の思い出の味」

今後伝えたい・残したい、地元で昔から愛されている郷土料理、B 級グルメ、お祭りやイベントでしか食べられない特別な味など、地域の人々にとっての「ソウルフード」や、個人的な思い出が詰まった「おふくろの味」の写真

○ 「地元の逸品」

米、野菜、果物など、宮城県北地域の豊かな自然が育んだ食材そのものの美しさや、それらが匠の技で加工されて生まれた味噌、醤油、地酒、和菓子などの「逸品」の魅力が伝わる写真

- (3) 陸羽東線部門(下記2つのテーマのうち、どちらか1つを選んで応募してください)

○ 「四季と歩む陸羽東線」

季節ごとに移り変わる陸羽東線の魅力が伝わる写真

○ 「風景に溶け込む陸羽東線」

田園風景の中を走る列車、橋梁を渡る列車、トンネルから出てくる瞬間など、
列車の走行シーンだけでなく、沿線の風景の中に溶け込む陸羽東線の写真

※ 撮影の際は、違法駐車や危険な場所での撮影は御遠慮ください。また、私有地、店舗、鉄道用地内への無断の立ち入りや、列車の運行を妨げる行為、ゴミのポイ捨てなどの迷惑行為は絶対に行わないでください。

5 応募用ハッシュタグ

#よしきたみやぎフォトコン2025

6 応募方法

- (1) 応募者は、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会県北地域部会の公式 Instagram 「よしきたみやぎ」(@yoshikitamiyagi、以下「公式アカウント」という。)を、公開しているアカウントでフォローします。
- (2) 応募者は、募集部門に沿った写真に、応募用ハッシュタグをキャプションに付け、応募する部門及び撮影地を明記、あるいは位置情報へ撮影地を入力して投稿します。
- (3) 応募された作品の中から、事務局が選定の上、リポストします。リポスト作品の選定及び日時は事務局にて決定します。

※1 応募に関する注意事項については、「10 参加規約」を御覧ください。

※2 リポストの段階では入賞は確定しません。リポスト作品の中から事務局が入賞作品を審査の上、決定いたします。

7 応募資格

- (1) 自分自身の Instagram アカウントを持ち、公式アカウントをフォローしていて「10 参加規約」に同意した方。
- (2) 宮城県内に住民登録がある方であれば、年齢、性別、国籍、プロ・アマ不問です。ただし、未成年の方の応募については、応募時点で保護者の同意を得たものと見なします。

8 審査方法

応募期間の終了後、以下の基準を参考に事務局が厳正に審査します。

【審査基準】

- (1) 募集テーマに沿った写真か
- (2) 宮城県北地域の魅力が伝わるか
- (3) 写真の完成度
- (4) 事務局がリポストした投稿について「いいね」数

なお、「いいね」数の基準日は10月10日(金)とします。

9 入賞及び結果発表

(1) 各賞及び入賞者数

名称	本数	賞品(みやぎポイント)
観光部門大賞	1本	15,000ポイント
観光部門賞	3本	5,000ポイント
食部門大賞	1本	15,000ポイント
食部門賞	3本	5,000ポイント
陸羽東線部門大賞	1本	15,000ポイント
陸羽東線部門賞	3本	5,000ポイント
いいね賞	10本	1,000ポイント

(2) 結果発表

- ① 入賞作品は、公式アカウント内で発表します。
- ② 入賞者には、公式アカウントよりDMを通じて連絡します。みやぎポイントの URL についても DM でお送りします。
- ③ 入賞作品の発表後であっても、応募作品に本参加規約への違反が確認された場合は、事務局は入賞を取消し、みやぎポイントの URL を送付しないこととします。

10 参加規約

応募者は応募時点で、本コンテスト応募時の規約(以下、「本参加規約」という)に同意いただいたものと見なします。

(1) 注意事項

- ① 本参加規約のほか、Instagram の定める規約を遵守してください。
- ② 次の事項に該当する作品は、選考の対象外とします。
 - ・投稿後に非公開に切り替わったアカウント又は削除されたもの
 - ・法令等に違反するもの又は違反する恐れがあるもの
 - ・本人の許諾なく、第三者の個人情報を特定、開示、漏洩するもの

- ・第三者の著作権や肖像権等の権利を侵害する内容のもの
- ・第三者に対する誹謗中傷又は名譽若しくは信用を傷つけるもの
- ・公序良俗に反する行為又は公序良俗に反する情報のもの
- ・選挙運動及び宗教活動、その他これらに類する情報のもの
- ・思想信条や社会経済、その他これらに類する個人的見解のもの
- ・企業や特定の商品などの、営利目的による広告宣伝又は勧誘行為と判断されるもの
- ・その他、事務局が不適当と認めるもの

- (3) 1回の投稿で複数枚写真を掲載している場合は、1枚目の写真を審査対象作品として扱います。
- (4) 色味や明るさの変更等の加工を施した写真の投稿を認めます。ただし、宮城県北地域の魅力を誤認させるような過度の加工(デジタル合成、実物と大きくかけ離れた過度な色味の変更等)を施したものについては、選考から除外される場合があります。
- (5) 応募作品は、応募者自身が撮影したものを使用し、作品制作及び投稿にあたって必要な各種権利等については、応募者自身で取得してください。
- (6) 応募作品について、第三者の肖像権やプライバシーを侵害しないように配慮ください。特定可能な人物が写っているものを投稿する場合は、その方の承諾を応募者自身で得ることとし、承諾が得られない場合、写真の投稿を行わないでください。
- (7) 応募作品の制作及び撮影について、事前に撮影地・施設等の撮影の規則を確認し、許諾を得てから撮影してください。
- (8) 応募作品の制作、撮影及び応募に関する一切の費用は応募者の負担とします。

(2) 応募作品について

- (1) 応募作品(複数あった場合全ての作品)の著作権は応募者に帰属しますが、応募された時点で、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会県北地域部会が応募作品を、広報・PR・広告宣伝・プロモーション・各種イベント等で二次利用することを承諾するものとします。
- (2) 使用にあたっては、必要に応じてトリミング等の補正を行う場合があります。また、応募作品のアカウント名については、必要がある場合を除き、明記しないこととします。
- (3) 主催者は、応募作品を第三者に営利目的で利用させることはありません。営利目的で利用する場合には、撮影者に事前に目的、条件(有償、無償)を説明した上で、許諾が得られたものについてのみ利用します。

(3) 個人情報等の取扱について

万が一、第三者の違法行為等により、応募者の個人情報が漏洩した場合、事務局に過失がない限り、一切の責任を負いません。

(4) 免責事項

- ① 本キャンペーンへの応募、入賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用負担、その他トラブル等について、事務局は一切の責任を負いません。
- ② 応募作品について、第三者から権利侵害、賠償請求等の訴訟又は異議申し立て、苦情、その他トラブルがあった場合、又はその処理・解決のために、応募者が損失や費用負担等を被った場合、事務局及び仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会県北地域部会では一切の責任を負わず、応募者自身の責任と費用負担で対応することとします。

(5) その他

- ① 本コンテストは Instagram が関与するものではありません。
- ② 本コンテストの一部又は全部において、事務局は応募者に事前に通知することなく内容の変更又は中止とする場合があります。
- ③ 事務局が必要と判断した場合は、応募者への予告なく応募要項及び本参加規約を変更するほか、本コンテストの適正な運用のために必要な措置をとる場合があります。

11 みやぎポイントの利用について

みやぎポイントの詳細については、宮城県 HP ([令和 7 年度みやぎポイント\(みやポ\)総合サイト - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](#)) を御確認ください。

(1) 利用者の要件

「みやぎポイント」の付与を受けて利用する者は、下記の要件を全て満たすこと。

- ① 宮城県内に住民登録があること(ただし、一部のポイントは県内に住民登録が無い場合にも付与する場合がある。)
- ② マイナンバーカードを保有していること
- ③ アプリ提供事業者が動作保証しており、かつ、NFC 機能を備えたスマートフォンを利用可能であること

(2) 利用方法

利用者が「みやぎポイント」アプリを起動して参加店舗に設置された二次元コードを読み取り、利用ポイント数を設定して店舗に提示する。店舗は利用内容を確認した上で、決済を行う。

(3) 対象外のサービス等

以下の物品及びサービス等の購入に対しては、ポイントを利用することができない。

- ① 来店を伴わない商品の購入(出前、配達、通信販売等。ただし、出前や配達による商品の購入であっても、ポイントの利用確認や利用の取消等、ポイント運用に必要なサービスを提供できる体制が確保できる場合は、差し支えない)
- ② 出資や債務の支払い及び金融商品の購入
- ③ 商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじ及び電子マネー

の購入

- ④ 切手、官製はがき、印紙の購入
- ⑤ 仕入れ等の事業資金の支払い
- ⑥ 月謝、受信料、家賃等の定額料金の支払い
- ⑦ 国や地方公共団体への支払い
- ⑧ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑨ 公序良俗に反するもの
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に規定する営業に係る支払い
- ⑪ 医療費・調剤費の支払い
- ⑫ その他、本事業の趣旨目的から適切でないと県が判断したもの